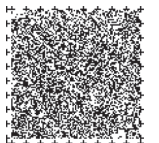




【平成 30 (2018) 年度～平成 39 (2027) 年度】

概要版

平成 29 (2017) 年 12 月



新たな新宿の創造に向けて

新宿区では、平成30(2018)年度から平成39(2027)年度の10年間を期間とする総合計画を策定しました。総合計画は、区を取り巻く社会経済情勢の大きな変化や人口動向等を踏まえ、基本構想で掲げる新宿区の“めざすまちの姿”『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けて、行財政運営の指針である「基本計画」と、都市計画に関する基本的な方針である「都市マスタープラン」を一体的な計画として策定しています。



基本計画においては、健康寿命の延伸が更に大切になる将来の長寿社会を見据え、心身ともに健康で暮らすことができる施策、福祉や子育てなどの生活に密着した施策、災害に強い体制づくり・防犯対策をはじめとした安全安心なまちの実現に関する施策などを位置付けています。さらに、新宿のまちの魅力を一層高めるため、都市基盤整備や文化・観光・産業・スポーツの振興など、賑わいの創出に向けた施策を定めています。そして、これらの施策を着実に推進していくため、財政基盤の強化と、区民と区の信頼関係の構築に向けた取組を示しています。

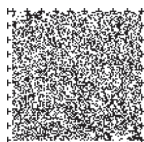
都市マスタープランにおいては、土地利用の考え方や、都市交通整備の方向性、みどり・公園、住宅・住環境など各部門の課題解決に向けたまちづくりの方針と共に、区民の皆様が身近に感じることができる地域ごとの個性や特徴を活かしたまちづくり方針を示しています。

計画の策定に当たっては、区民の皆様と学識経験者の方々に構成された「新宿区基本構想審議会」及び「新宿区都市計画審議会」においてご審議いただくとともに、区民討議会、地域説明会、パブリック・コメント等で多くの方々にご参加いただきました。ご意見、ご提案をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

私はこの計画を基本とし、持続的に発展する新たな新宿の創造に向けて、次の世代が夢と希望を持ってこのまちの未来を切り拓いていくことができるよう、区民の皆様と共に、力を尽くしてまいります。

今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新宿区長 吉住 健一



新宿区 総合計画

概要版

目次

計画策定に当たって 002

計画の枠組み

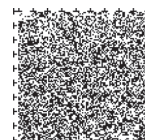
1. 計画の目的
2. 計画の位置づけと体系
3. 計画の期間

新宿区基本計画 004

- 1 めざすまちの姿
- 2 5つの基本政策
- 3 計画内容のあらまし

新宿区都市マスタープラン 014

- 1 めざす都市の骨格
- 2 まちづくり方針
- 3 地域別まちづくり方針



計画策定に当たって

計画の枠組み

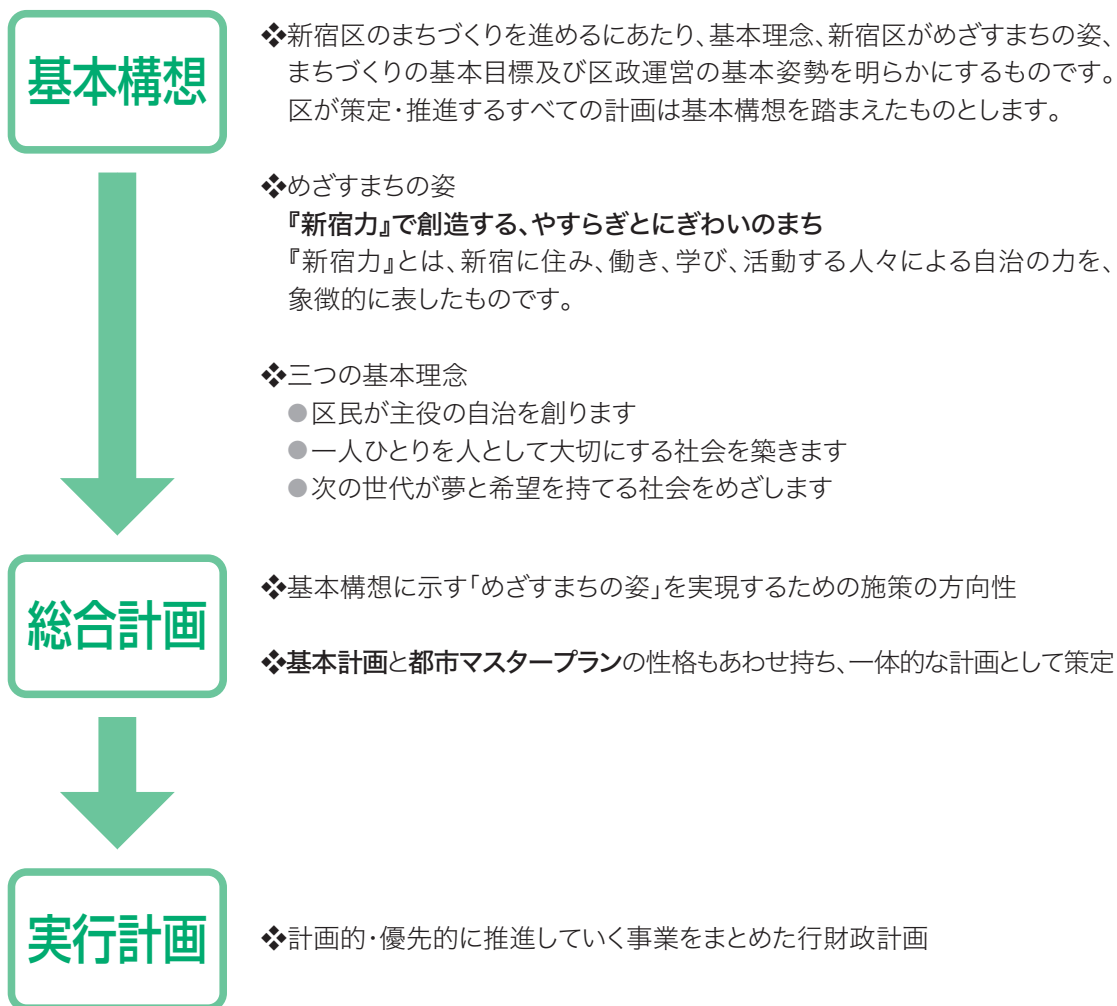
1 計画の目的

新宿区総合計画は、「新宿区基本構想」に示す、めざすまちの姿『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けた、施策の方向性を示したものです。

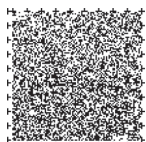
2 計画の位置づけと体系

新宿区総合計画は、基本構想を実現するために、「基本計画」と「都市マスタープラン」の性格をあわせもち、一体的な計画として策定するものです。

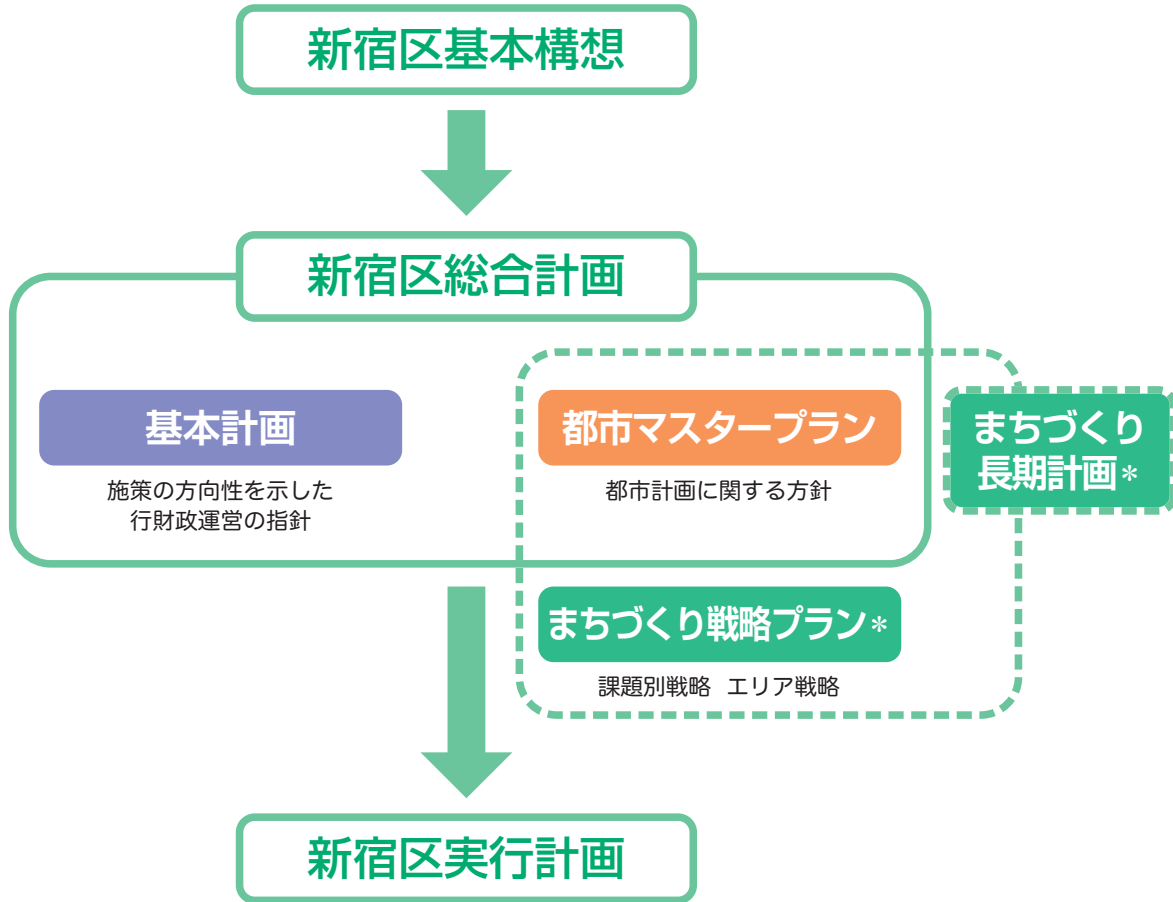
また、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」の内容も取り込んだものとなっています。



計画策定に当たって



計画の体系図



計画策定に当たって

*まちづくり長期計画は、都市マスタープランとまちづくり戦略プランで構成されます。まちづくり戦略プランは、区内全域、地区が抱える課題に対する重点的な取組と推進方策などを示します。

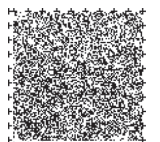
3 計画の期間

平成30(2018)年度を初年度とし、平成39(2027)年度までの10年間を、新宿区総合計画の期間とします。

ただし、社会経済状況等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、実行計画は、第一次から第三次までの期間を定めた計画とします。

2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
新宿区総合計画(10年間:2018年度～2027年度)									
第一次実行計画 3年間 (2018年度～2020年度)			第二次実行計画 3年間 (2021年度～2023年度)			第三次実行計画 4年間 (2024年度～2027年度)			



新宿区基本計画

1 めざすまちの姿

基本構想では、新宿区の「めざすまちの姿」として、

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

を掲げています。

『新宿力』とは

『新宿力』とは、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい」という《自治の力》を象徴的に表したものです。

2 5つの基本政策

基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿

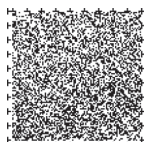
すべての区民がいきいきと暮らし続けていくためには、まずは、こころも身体も健康であることが重要です。また、安心できる子育て環境の整備や、教育の充実、高齢者や障害者など誰もが自分らしく生活できるまちづくり、地域コミュニティの活性化などの推進が必要です。

「基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿」では、これら区民生活を支える施策に取り組んでいきます。

基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

区民が安心して日々の生活を送るためには、災害に強い、逃げないですむまちづくりと、安全安心な生活環境づくりが重要です。

このため、「基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」では、建築物の耐震化や不燃化、災害に強い体制づくり、犯罪のないまちづくり、民泊や空家等への対策、感染症の予防、路上喫煙防止などに取り組んでいきます。



基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造

持続的に発展する新宿を創造するためには、商業・業務・文化・居住機能など多様性に富んだ新宿区の都市機能や都市環境を活かしたまちづくりが重要です。

このため、「基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造」では、まちの回遊性や利便性を向上させる都市基盤整備、文化・観光・スポーツの振興、魅力ある商店街づくりや産業振興などに取り組んでいきます。

基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立

様々な施策を展開するためには、財源を担保しつつ、その限りある財源の中で効果的・効率的な区政運営を行う必要があります。

このため、「基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立」では、行政評価制度の活用や公民連携による効果的・効率的な事業の実施、税外収入のさらなる確保、公共施設マネジメントの強化などに取り組んでいきます。

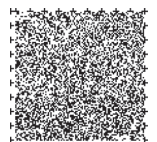
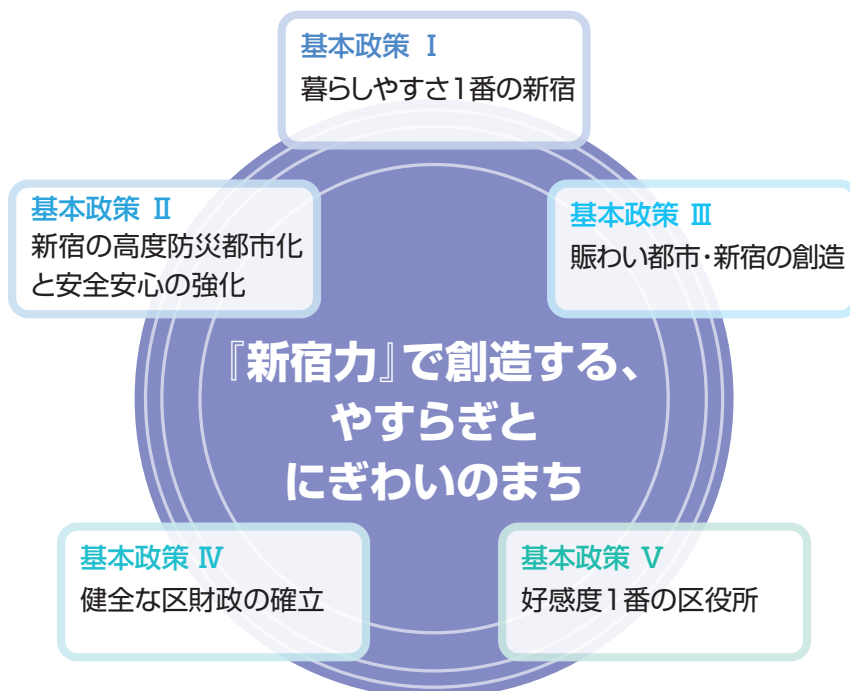
基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所

計画に位置付けた施策を、区民の皆様とともに推進していくためには、区と区民との信頼関係がなくてはなりません。

このため、「基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所」では、区民とともに地域課題を共有し、解決するための政策を立案・実行できる職員の育成や、能力の向上に取り組んでいきます。

また、窓口案内の質の向上や、ICTを活用した行政サービスの利便性の向上などにも取り組み、区役所の好感度を向上させていきます。

そして、区民に最も身近な基礎自治体として、地方分権を推進していきます。



3 計画内容のあらまし

基本政策 I 暮らしやすさ1番の新宿

個別施策1

生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実

気軽に健康づくりに取り組める環境が整備され、区民が暮らしのなかで意識せずとも健康づくりを実践でき、こころも身体も健康に暮らし続けられるまちをめざします。

- 健康づくりの推進と生活習慣病の予防
 - <健康づくりに取り組みやすい環境整備>
 - <ライフステージに応じた健康づくりの推進>
 - <地域の絆づくりの推進>
 - <生活習慣病対策の推進>
 - <歯科保健対策>
- こころの健康支援
 - 食育の推進

個別施策2

住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進

高齢者のだれもが社会貢献活動などを通して意欲的かつ前向きに毎日を過ごすことができ、健康づくりや介護予防にも取り組むことのできる、「心身ともに健やかに いきいきとくらせるまち」をめざします。

また、保健・医療・介護・看取りの体制の充実に加え、多様な担い手による地域のささえ合いや必要なサービスが提供される環境を整備していきます。要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、本人の意思を尊重した、その人らしい最期を迎えることができる「だれもが互いを尊重し 支え合うまち」「支援が必要になっても生涯安心してくらせるまち」をめざします。

- 地域包括ケアシステムの推進に向けて
 - <在宅生活への切れ目のないサービスの実現>
 - <保健・医療・介護体制の一層強化>
- 健康づくりと介護予防の推進
- 在宅療養支援体制の充実
- 認知症高齢者への支援体制の充実
- 高齢者総合相談センターの機能の充実
- 介護保険サービスの基盤整備
- 高齢者を地域で支えるしくみづくり

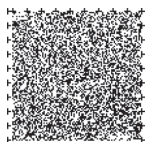
個別施策3

障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備

障害の重度化、障害者の高齢化や親亡き後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けられるまちをめざします。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会参加ができるように、区民が互いに支援し合う関係づくりをめざします。

- 障害者の地域生活支援体制の推進
- 障害者グループホームの設置促進
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 障害者就労支援の促進



個別施策4

安心できる子育て環境の整備

すべての子育て家庭に妊娠期からきめ細かな支援が行われ、子どもを安心して生み、育てられる環境が実現しているとともに、次代を担うすべての子どもたちが健やかに自分らしく成長していけるまちをめざします。

また、子どもが社会的に自立した若者として成長できるよう、幼少期から切れ目なく支援が行われるまちをめざします。

地域や子育てを支援する人々の子育て支援の輪を広げ、新しい出会いと世代を超えた交流が生まれ、みんなで子どもの育ち・子育てを支え合うまちをめざします。

- 多様なニーズへの対応と親と子の育ちの場をつくる子育て支援
- 保育所等の待機児童の解消
- 子どもの居場所づくり
- 特に配慮を要する子どもへの対応
- 地域で支える子育て支援体制の構築
- 子どもの権利の尊重
- ひとり親家庭の支援の充実
- 貧困世帯への支援
- 子どもから若者までの切れ目のない支援の充実
- 妊娠期からの子育て支援

個別施策5

未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実

子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者とともに次代の社会を担うことができるまちをめざします。

- 子ども一人ひとりの「生きる力」を育む質の高い学校教育の実現
- 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進
- 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現
- 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備
- 学校の教育力の強化
- 学校環境の整備・充実

個別施策6

セーフティネットの整備充実

障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮など様々な境遇にあっても、区民一人ひとりが尊重され、地域の中で自立した生活を営み、その人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちをめざし、区はセーフティネット機能の充実を積極的に図っていきます。

- 生活困窮者の自立支援の推進
- 生活保護受給者の自立支援の推進
- ホームレスの自立支援の推進

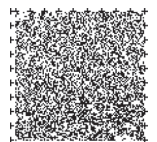
個別施策7

女性や若者が活躍できる地域づくりの推進

誰もが人として尊重され、性別にかかわらず自分らしく生きることができるとともに、多様な働き方が選択でき、生きがいのある豊かな日々の暮らしが調和したワーク・ライフ・バランスが実現するまちをめざします。

また、お互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力の無い社会の実現をめざすとともに、学校や職場等の社会生活でつまづきを経験した若者が何度でもやり直しながら社会の中で活躍でき自分らしく生活できるまちをめざします。

- 男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくり
- 区政における女性の参画の促進
- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
- 配偶者等からの暴力の防止
- 子どもから若者までの切れ目のない支援の充実
- 若者の地域活動や区政参加の促進



個別施策8

地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合うとともに、区民が自ら考え行動しながら地域の課題に取り組み・解決していくことで、地域の人材を活かした区民が主役の自治のまちをめざします。

- 町会・自治会及び地域活動への支援
- 多様な主体との協働の推進
- 自治のまちの推進

個別施策9

地域での生活を支える取組の推進

判断能力が十分でないため日常生活等に支障のある人でも、地域社会の一員として尊厳を持っていきいきと生活が送れる共生社会の実現をめざします。

誰もが地域でいきいきと、活躍できるまちをめざします。

誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境づくりをめざします。

- 成年後見制度の利用促進
- 誰もが住み続けられる住宅・住環境
- 障害者、高齢者、若年非就業者、女性等に対する総合的な就労支援

基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

個別施策1

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

- ①建築物等の耐震化の推進
- ②木造住宅密集地域解消の取組の推進
- ③市街地整備による防災・住環境等の向上

「減災社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくりを進め、安全で安心して住めるまち、逃げないですむまちをめざします。

建築物等の耐震化、木造住宅密集地域の解消を促進するとともに、道路、公園等の公共施設の防災性を強化し、防災性の向上と住環境の改善を図ります。

特定緊急輸送道路沿道建築物を耐震化することで、災害時において避難や救助活動、復旧復興活動等の重要な役割を担う道路機能を確保し、都市の防災性を強化します。

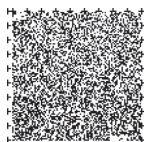
- 建築物等の耐震化
- 木造住宅密集地域の防災性強化
- 再開発による市街地の整備

④災害に強い都市基盤の整備

都市空間の防災機能を強化し、災害に強い都市づくりをめざします。

災害に強い道路・公園づくりや橋りょうの整備を進めるとともに、水害対策に取り組むことで、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

- 細街路の拡幅整備
- 橋りょうの整備
- 道路の無電柱化
- 水害対策
- 道路・公園の防災性向上



個別施策2

災害に強い体制づくり

高度防災都市化の実現に向け、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民との協働により、地域防災力の向上や防災都市づくりに取り組み、災害に強い、逃げないですむ安全なまちをめざします。

- 防災意識と地域の防災力の向上
- 災害情報の伝達体制の強化
- 避難所運営体制の充実
- 災害時要援護者(要配慮者)の安全確保
- マンション対策
- 帰宅困難者対策

個別施策3

暮らしやすい安全で安心なまちの実現

①犯罪のない安心なまちづくり

すべての区民が、犯罪等の不安を感じることなく日々の生活を送ることができる、安全で安心な暮らしやすいまちをめざします。

- 地域の安全・安心
- 繁華街対策
- 詐欺・消費者対策

②感染症の予防と拡大防止 *食の安全対策を含む

感染症や食中毒の発生・拡大を予防し、区民の生命及び健康を守ることでできるまちをめざします。

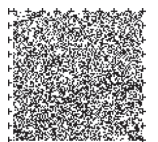
- 新型インフルエンザ対策
- その他の感染症対策
- 食の安全対策

③良好な生活環境づくりの推進

アスベストの除去や空家等の適切な管理、マンションの適正な維持管理を支援することで、誰もが安心できる住宅環境を実現します。

ポイ捨てや路上喫煙を防止し、騒音・振動・悪臭などの公害に対する規制・指導を行うとともに、大気測定、自動車騒音振動等の環境測定を継続して実施することで、良好な生活環境をつくれます。

- アスベスト対策
- 空家等対策
- マンションの適正な維持管理及び再生への支援
- 路上喫煙対策
- 公害の監視・規制・指導
- 民泊問題への対応



基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造

個別施策1

回遊性と利便性の向上による魅力的で歩いて楽しいまちづくり

新宿駅をはじめとする区内の主要駅周辺において、交通ターミナルとしての交通結節機能と商業・娯楽・滞在施設など多様な都市機能を併せ持つ魅力を活かし、歩行者の回遊性、利便性向上を軸とした都市基盤整備と、より魅力的で賑わいあふれるまちづくりを連携して進めることで、誰もが歩きたくなるまちをめざします。

○駅周辺地区の整備推進

個別施策2

誰もが安心して楽しめるエンターテインメントシティの実現

区、地元・事業者、関係行政機関、NPO、ボランティア等が官民一体となって、誰もが安心して楽しめる「エンターテインメントシティ・歌舞伎町」を実現し、「国際観光都市・新宿」の魅力を歌舞伎町から世界に向けて発信します。

- 地域活性化プロジェクトの推進
- クリーン作戦プロジェクトの推進
- まちづくりプロジェクトの推進

個別施策3

地域特性を活かした都市空間づくり

地域の特性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着がもてるまちをめざします。あわせて、まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現をめざします。

このことにより、誰もが住みたくなる豊かで良好な居住環境を実現します。

- 地区計画等のまちづくりルールの策定
- 景観に配慮したまちづくりの推進

個別施策4

誰もが自由に歩ける、利用しやすく、わかりやすいまちづくり

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できるよう生活環境その他の環境を推進していきます。また、誰もがわかりやすく使いやすい利用者本位の案内サインを整備し、歩行者空間の創出に取り組みます。

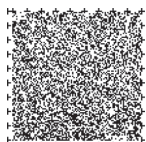
○ユニバーサルデザインまちづくりの推進

個別施策5

道路環境の整備

都市の骨格となる道路・交通施設等を充実させるとともに、歩く人にやさしい歩行者空間の充実をめざします。

- 都市計画道路等の整備
- 人にやさしい道路の整備
- 道路の環境対策



個別施策6

交通環境の整備

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。

また、自転車等の適正利用と利便性の向上を図ることで、誰もが快適に自転車等を利用できるまちをめざします。

- 自転車等の適正利用と利便性の向上
- みんなで進める交通安全

- 駐車場整備事業の推進
- 公共交通機関の充実

個別施策7

豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図ります。

誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、地域の記憶である街路樹を次世代につないでいくことで、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちをめざします。

- 新宿らしいみどりづくり
- 身近な公園等の整備

個別施策8

地球温暖化対策の推進

区内に暮らし、または活動しているすべての方々との連携・協働し、CO₂の排出が少ない社会基盤やライフスタイルを進めていくことで、「環境都市・新宿」を実現していきます。

- 地球温暖化対策の推進
- 環境学習・環境教育の推進

個別施策9

資源循環型社会の構築

ごみの発生抑制、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけないライフスタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和したまちをめざします。

- ごみの減量とリサイクルの推進

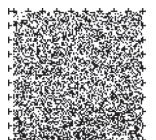
個別施策10

活力ある産業が芽吹くまちの実現

多様な産業の集積や、人々が集まることで発生するニーズが溢れる都市としての特性を活かし、社会環境の変化に対応した事業革新や新たな価値創造に向けた積極的な事業活動を支援することで、持続的に発展するまちをめざします。

また、就労支援と人材確保支援の双方に取り組むことによって、働く人と企業がともに支え合い、発展することができるまちづくりをめざします。

- 産業の創造・連携・発信
- 地域における雇用の促進



個別施策11

魅力ある商店街の活性化に向けた支援

魅力ある商店街づくりを進め、暮らしやすさと賑わいの調和がとれた、人々のふれあいと交流のあるまちをめざします。

○魅力ある商店街の活性化に向けた支援

個別施策12

まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造

新宿が持つ歴史や、文化、芸術などの多彩な魅力を発掘・創造・発信し続けることにより、区民のまちへの愛着と誇りを醸成します。

また、こうした多彩な魅力を活かし、国内外から多くの方々を新宿のまちへ惹き付け、賑わいを創出していきます。

○文化歴史資源の活用と情報発信

○文化の創造と発信

個別施策13

国際観光都市・新宿としての魅力の向上

官民一体による観光振興や産業振興などの施策を総合的に推進し、国際観光都市としての魅力とブランド力をさらに高め、「賑わい都市・新宿」の実現をめざします。

国内外から新宿を訪れる人たちが、安心して快適に新宿のまちを楽しむことができる世界に誇れるまちをめざします。

○新宿のまちの魅力の発信

○ICT(情報通信技術)の活用

○新宿ブランドの創出

○観光案内機能の充実

個別施策14

生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実

すべての人々にやさしい知の拠点としての図書館の活用を通じて、教育と文化の発展に寄与するとともに、区民が様々な課題について自ら考え、他者と協働して解決することができるまちをめざします。

子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツや学習を楽しみ、ライフステージ等に応じて健康でいきいきとした生活を送ることで、生涯を通じて学習やスポーツ活動に取り組めるまちをめざします。

○図書館サービスの充実

○生涯学習の推進

○子ども読書活動の推進

○スポーツ環境の整備

個別施策15

多文化共生のまちづくりの推進

国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生のまち」をめざします。

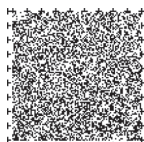
○多文化共生のまちづくりの推進

個別施策16

平和都市の推進

「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づいて、区民一人ひとりが平和の大切さと戦争の悲惨さへの認識を深め、平和を守っていくまちをめざします。

○平和都市の推進



基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立

個別施策1

効果的・効率的な行財政運営

行政評価制度による、計画・実行・評価・見直しというサイクルを区政運営に活かすとともに、柔軟性と多様性のある民間活力の公共サービスへの活用、戦略的なICTの利活用などを推進することにより、効果的・効率的な区政運営をめざします。

- 安定した財政基盤の確立
- 行政評価制度の推進
- 公民連携(民間活用)の推進
- ICTの利活用による効果的・効率的な業務の推進
- 効果的・効率的な区政運営に向けた取組
- 透明性の高い区政運営

個別施策2

公共施設マネジメントの強化

区有施設の老朽度や緊急度等を総合的に勘案して、効果的で効率的な予防保全工事を実施し、施設経費の抑制と、資産(建築物)の長寿命化を図ります。

区有施設の維持管理・安全確保・長寿命化・統廃合などを総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置を実現します。

- 資産(建築物)の長寿命化
- 施設の有効活用/公共施設マネジメントの強化

基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所

個別施策1

行政サービスの向上

行政サービスがより利用しやすくなるよう、窓口案内等の質の向上を図るとともに、ICTの活用など、行政サービスの一層の向上を進めていきます。

- 行政サービスの向上

個別施策2

職員の能力開発、意識改革の推進

地域の将来を見据えた時代認識を持ち、区民起点で考え、変化に柔軟に対応し、地域の実情に合った政策を自ら立案できる職員を育成します。このことにより、区民本位の区政運営をめざします。

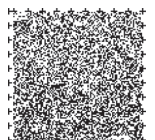
- 職員の能力開発、意識改革の推進

個別施策3

地方分権の推進

地域の実情にあったサービスが一層展開できるよう、区民に最も身近な基礎自治体として、権能の拡充を推進していきます。

- 地方分権の推進



新宿区都市マスタープラン

1 めざす都市の骨格

1. 将来の都市像

基本構想では、策定した平成19(2007)年からおおむね20年後を想定した「めざすまちの姿」を『新宿力』で創造する、**「やすらぎとにぎわいのまち」**としています。

都市マスタープランでは、この「めざすまちの姿」の実現に向けた、都市基盤等の主にハード整備に関するめざす将来の都市像として

《暮らしと賑わいの交流創造都市》

を描き、

「暮らしと賑わいが調和し、住む人、働く人や訪れる人々が心地よく感じることができる、環境に配慮したみどり豊かな快適で潤いのあるまち」、

「新宿に住みたいと願う人が安全に安心して生活でき、住み続けられるまち」、

「誰にも愛される魅力あふれる文化を創造するまち」、

「新宿を訪れる人々によって生み出される活力が住む人々の利益にも結びつくまち」

の実現をめざします。

2. めざす都市の骨格の考え方

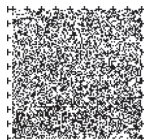
将来の都市像を実現するため、将来の都市機能や都市施設の基本的な都市の骨格の考え方を、次のとおり示します。

(1) 新宿に蓄積されてきた多様性を活かしていく

- ①新宿駅周辺を、国際的な賑わいと交流を創造する中心にします。
- ②高田馬場、四谷、神楽坂・飯田橋、大久保・新大久保、信濃町の駅周辺業務商業地を、賑わいと交流の中心として育てます。
- ③東西南北の賑わい軸を中心に面的なまちづくりを進めます。
- ④誰もが快適に過ごせる都市空間となるまちづくりを進めます。

(2) まちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく

- ①まちの資源を活かし、地域の個性を創ります。
- ②新宿区の骨格を形成するみどりと水辺の充実を図ります。



(3) 地域の個性を活かし、区民が誇りと愛着をもてる新宿を創っていく

- ①地域の交流を支える場の形成を進めます。
- ②まちづくり制度を活用し、地域の個性を活かします。
- ③地域で活動する人が地域の個性を創る担い手となり、まちづくりを進めます。
- ④地域の住民が相互に連携するしくみをつくります。

(4) 災害に強い高度な防災機能を備えた新宿を創っていく

- ①大規模地震や大型台風、局地的豪雨などの自然災害に強いまちづくりを進めます。
- ②燃え広がらない火災に強いまちづくりを進めます。
- ③区民や来街者が安全・安心に過ごせるまちづくりを進めます。

(5) 世界とつながる国際都市“Shinjuku”を創っていく

- ①質の高い都市空間の充実を図ります。
- ②持続可能な地球にやさしいまちづくりを進めます。

3. 将来の都市構造

将来的な都市機能や都市施設等の基本的な骨格を、将来の都市構造として示します。

(1) 「心(しん)」: 賑わいと交流を先導する地区

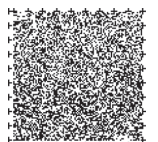
- ①「創造交流の心」
- ②「賑わい交流の心」
- ③「生活交流の心」

(2) 「軸(じく)」: 高い都市活動を支える幹線道路やその沿道

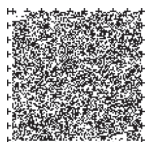
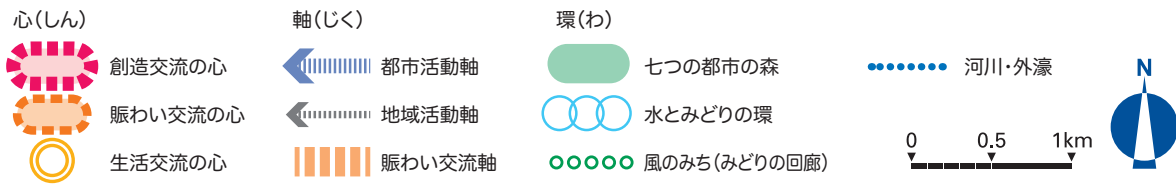
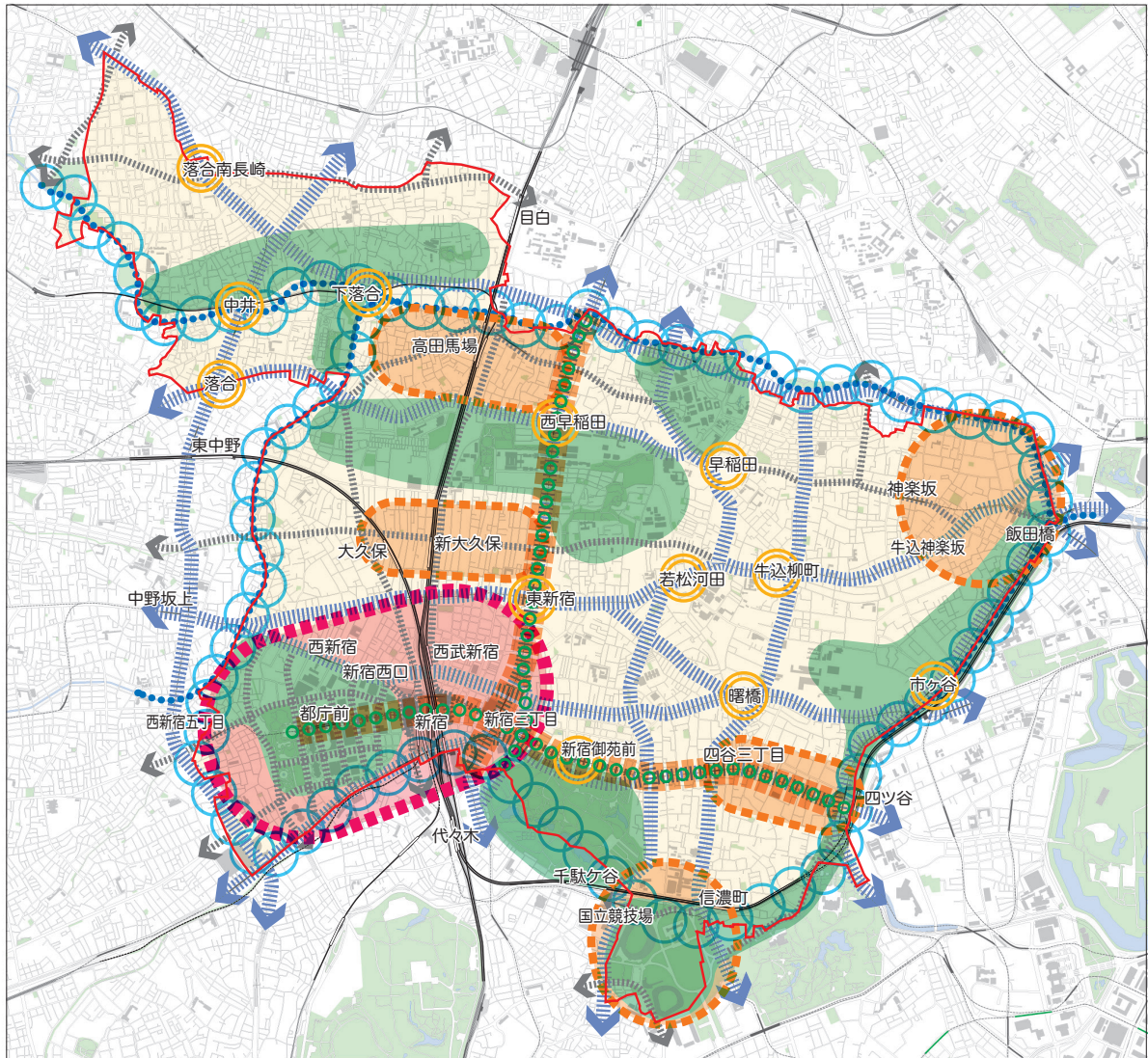
- ①「都市活動軸」
- ②「地域活動軸」
- ③「賑わい交流軸」

(3) 「環(わ)」: 都市に潤いを与える水辺やみどりのつながり

- ①「七つの都市の森」
- ②「水とみどりの環」
- ③「風のみち(みどりの回廊)」



都市構造図



2 まちづくり方針

基本的な考え方及び部門の設定

まちづくり方針は、「めざす都市の骨格」の実現に向け、新宿区全域に係る都市計画に関する部門別の方針として示すものです。

まちづくり方針では、土地利用、都市交通、みどり・公園、景観、住宅・住環境などの都市計画に関する各部門について、社会経済情勢等を踏まえて防災と観光、ユニバーサルデザイン、環境に関する視点を強化するとともに、区民の意向を踏まえた課題解決に向けた取組みを進めていくため、8つの部門を設定します。

「めざす都市の骨格の考え方」を実現する8つの部門の設定

めざす将来の都市像

めざす都市の骨格の考え方

- 1 新宿に蓄積されてきた多様性を活かしていく
- 2 まちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく
- 3 地域の個性を活かし、区民が誇りと愛着をもてる新宿を創っていく
- 4 災害に強い高度な防災機能を備えた新宿を創っていく
- 5 世界とつながる国際都市“Shinjuku”を創っていく

「暮らしと賑わいの交流創造都市」

8つの部門の設定

1. 土地利用

住宅や交流地区などの土地利用区分ごとの方針

2. 都市交通整備

交通手段や交通施設、公共空間の活用などの方針

3. 防災まちづくり

建物等の安全性向上、災害発生時の対策などの方針

4. みどり・公園整備

水やみどりの保全・活用、親しめる環境づくりなどの方針

5. 景観まちづくり

良好な景観の保全・創出、まちの顔づくりなどの方針

6. 住宅・住環境整備

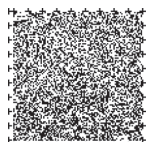
住まいの性能向上、安定確保や良好な住環境の形成などの方針

7. 誰もが豊かに暮らせるまちづくり

ユニバーサルデザインや人々の交流を創出するまちづくりの方針

8. 環境に配慮したまちづくり

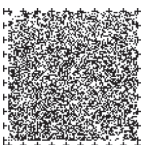
エネルギー利用の効率化、ヒートアイランド対策などの方針



1. 土地利用の方針

- (1) 都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成
- (2) 多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成
- (3) 都市型産業地区における土地利用の適正な誘導
- (4) 都市の貴重なオープンスペースの保全
- (5) 国際都市の拠点整備の推進

土地利用方針図



2. 都市交通整備の方針

- (1) 人にやさしい公共交通への改善
- (2) 人と環境に配慮した道路整備
- (3) 歩きたくなる歩行者空間の充実
- (4) 交通需要の管理の推進
- (5) 公共空間を活用した都市の魅力の向上

都市交通整備方針図

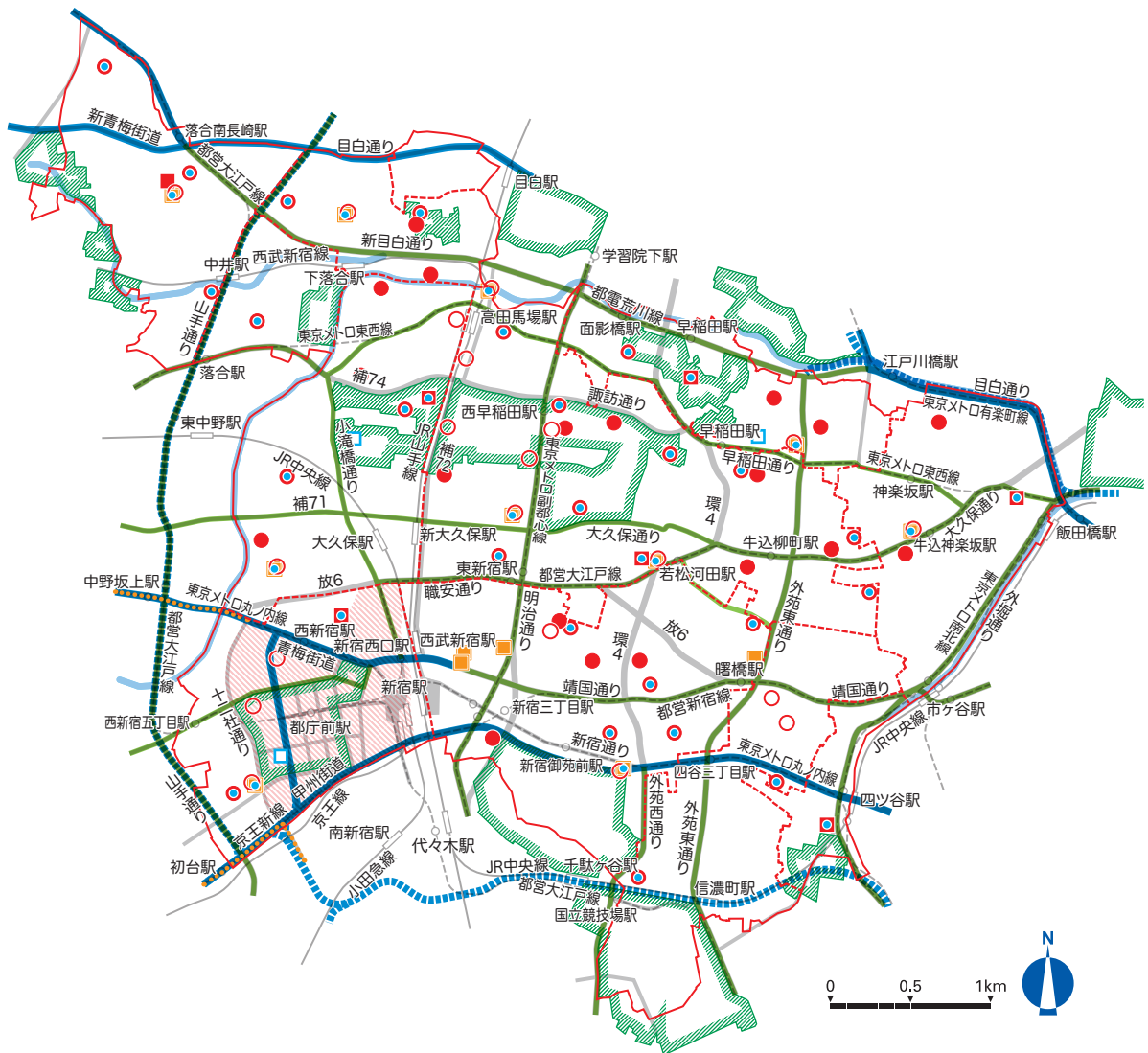













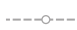




新宿区都市マスタープラン

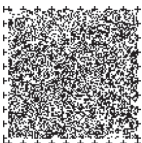
3. 防災まちづくりの方針

- (1) 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり
- (2) 建物・都市施設等の安全性の向上
- (3) 防災拠点と避難施設等の充実
- (4) 災害発生時の応急・復旧対策の整備
- (5) 風水害対策の強化

防災まちづくり方針図



- | | | |
|--|--|---|
|  特定緊急輸送道路 |  帰宅困難者一時滞在施設 |  河川・外濠 |
|  一般緊急輸送道路 |  避難所 |  幹線道路 |
|  避難道路 |  水害時の避難所 |  鉄道・駅 |
|  避難場所 |  避難所及び医療救護所 |  地下鉄・駅 |
|  避難場所地区区割 |  区役所・特別出張所・防災センター | |
|  地区内残留地区 |  給水所・応急給水槽 | |



















4. みどり・公園整備の方針

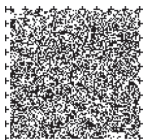
- (1) みどりの骨格の形成
- (2) みどりを残し、まちへ広げる
- (3) 水やみどりに親しめる環境づくり
- (4) 生活や活動の場にある身近なみどりの充実
- (5) 公園を活かした賑わいづくり

みどり・公園整備方針図



- | | | |
|--|--|--|
|  水とみどりの環 |  都市計画公園・緑地 |  小学校* |
|  七つの都市の森 |  都市公園等 |  中学校* |
|  風のみち(みどりの回廊) |  河川・外濠 |  区役所・特別出張所* |
|  みどりの記憶 |  玉川上水の記憶 |  鉄道・駅 |
|  緑陰豊かな街路 |  渋谷川の記憶 |  地下鉄・駅 |
| |  コミュニティガーデン | |

※平成29年12月現在



5. 景観まちづくりの方針

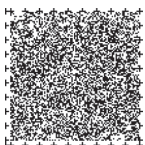
- (1) 地域の個性を活かした景観誘導
- (2) 賑わいと潤いのある景観誘導
- (3) 国際観光都市・新宿の顔づくりの推進
- (4) 区民との連携による景観まちづくりの推進

景観まちづくり方針図



- 賑わい交流景観創造ゾーン
- 賑わい交流景観創造軸
- 七つの都市の森(みどりの景観ゾーン)
- みどりの景観ゾーン
- 水辺の景観軸

- 幹線道路
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅



6. 住宅・住環境整備の方針

- (1) 安心して暮らせる住まいづくり
- (2) 住生活の豊かさを実感できる住まいづくり
- (3) 安定した居住を確保できるしくみづくり
- (4) 地域コミュニティを主体とした魅力ある住環境づくり
- (5) 子ども、障害者、高齢者、外国人等にやさしい暮らしづくり

住宅・住環境整備方針図



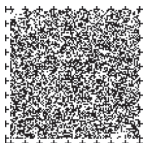
7. 誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針

- (1)ユニバーサルデザインまちづくり
- (2)人々の交流を創出する都市空間づくり

誰もが豊かに暮らせるまちづくり方針図



新宿区都市マスタープラン



※バリアフリー法に基づき、駅ホームから地上までエレベーターの利用により、1経路以上円滑な移動経路が確保されている駅

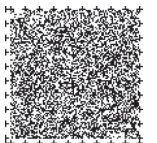
8. 環境に配慮したまちづくりの方針

- (1) エネルギー利用の効率化を推進するまちづくり
- (2) ヒートアイランド対策を推進するまちづくり
- (3) 資源循環型のまちづくり
- (4) 誰もが快適に過ごせる都市空間づくり

環境に配慮したまちづくり方針図



新宿区都市マスタープラン



3 地域別まちづくり方針

基本的な考え方及び地域の区分

地域別まちづくり方針は、8つからなるまちづくり方針を踏まえて、各地域の総合的なまちづくり方針を定めるものです。

まちづくり方針は新宿区全体のまちづくりに重点が置かれているのに対し、地域別まちづくり方針は地域の課題に応じて地域のより詳細なまちづくりの方針を示すものです。

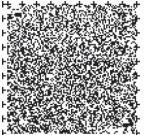
また、地域別まちづくり方針は、区全域に係るまちづくり方針についても、地域特性等を踏まえて、再度記載しているものがあります。

地域別まちづくり方針は、住民が身近に感じることのできる日常の生活範囲として、特別出張所の所管区域を基本とし、新宿区全体を10の地域に区分しています。

地域の区分



新宿区都市マスタープラン

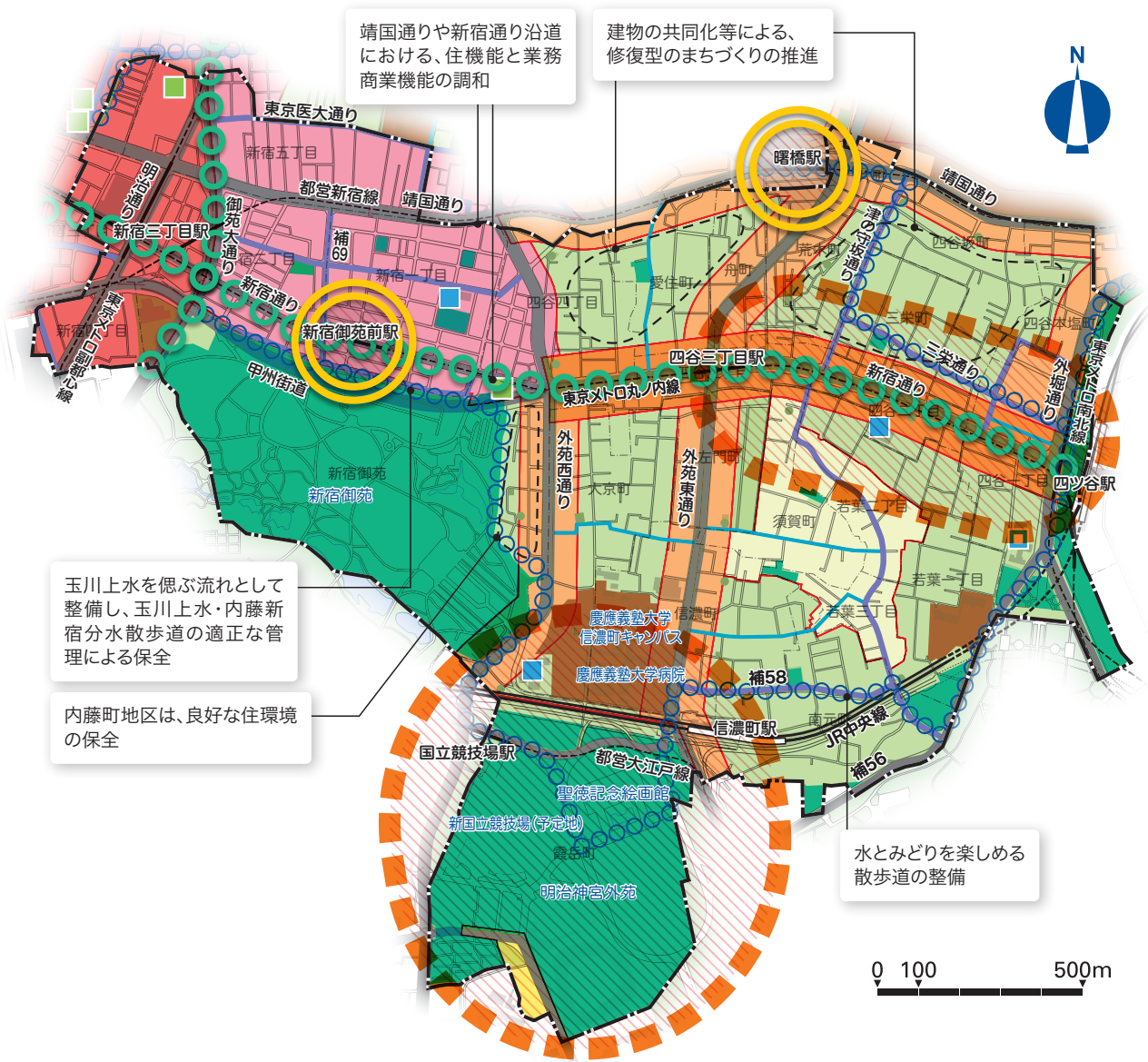


1. 四谷地域まちづくり方針

地域の将来像

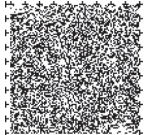
歴史と文化の香りあふれ、多くの人が集う夢のまち

四谷地域まちづくり方針図



- | | | |
|--|--|--|
| <p>土地利用(市街地整備区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 低中層個別改善地区 低中層基盤整備地区 中高層住宅整備地区 国際的な中枢業務機能拠点地区 都心居住推進地区 賑わい交流地区 生活交流地区 賑わい交流骨格整備地区 幹線道路沿道整備地区 | <p>道路・交通</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路 地域幹線道路 地区内主要道路 主要区画道路 風のみち(みどりの回廊) 歩行系幹線道 鉄道・駅 地下鉄・駅 | <p>公園・施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画公園 その他の都市公園 大規模な公共的施設 小学校* 中学校* 区役所・特別出張所* |
|--|--|--|

※平成29年12月現在



2. 筆筒地域まちづくり方針

地域の将来像

坂と水 歴史を綴る 粋なまち 筆筒

筆筒地域まちづくり方針図



住機能と工業機能の適切な共存

商業地の活性化を図る歩行者空間の充実等と、魅力的な商業地景観の形成

良好な住宅地としての環境の保全、形成

外濠等の水とみどりを楽しめる施設の充実

工場の機能更新にあわせた業務、都市型産業機能等が高度に集積したまちづくり

土地利用(市街地整備区分)

- 低中層保全地区
- 低中層個別改善地区
- 賑わい交流地区
- 生活交流地区
- 幹線道路沿道整備地区
- 都市型産業地区

道路・交通

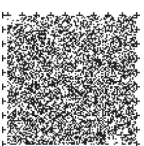
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

※平成29年12月現在

新宿区都市マスタープラン



3. 複地域まちづくり方針

地域の将来像

今も昔も文化と活力のあるまち 早稲田

複地域まちづくり方針図



土地利用(市街地整備区分)

- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 中高層住宅整備地区
- 生活交流地区
- 幹線道路沿道整備地区
- 都市型産業地区

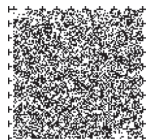
道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

※平成29年12月現在

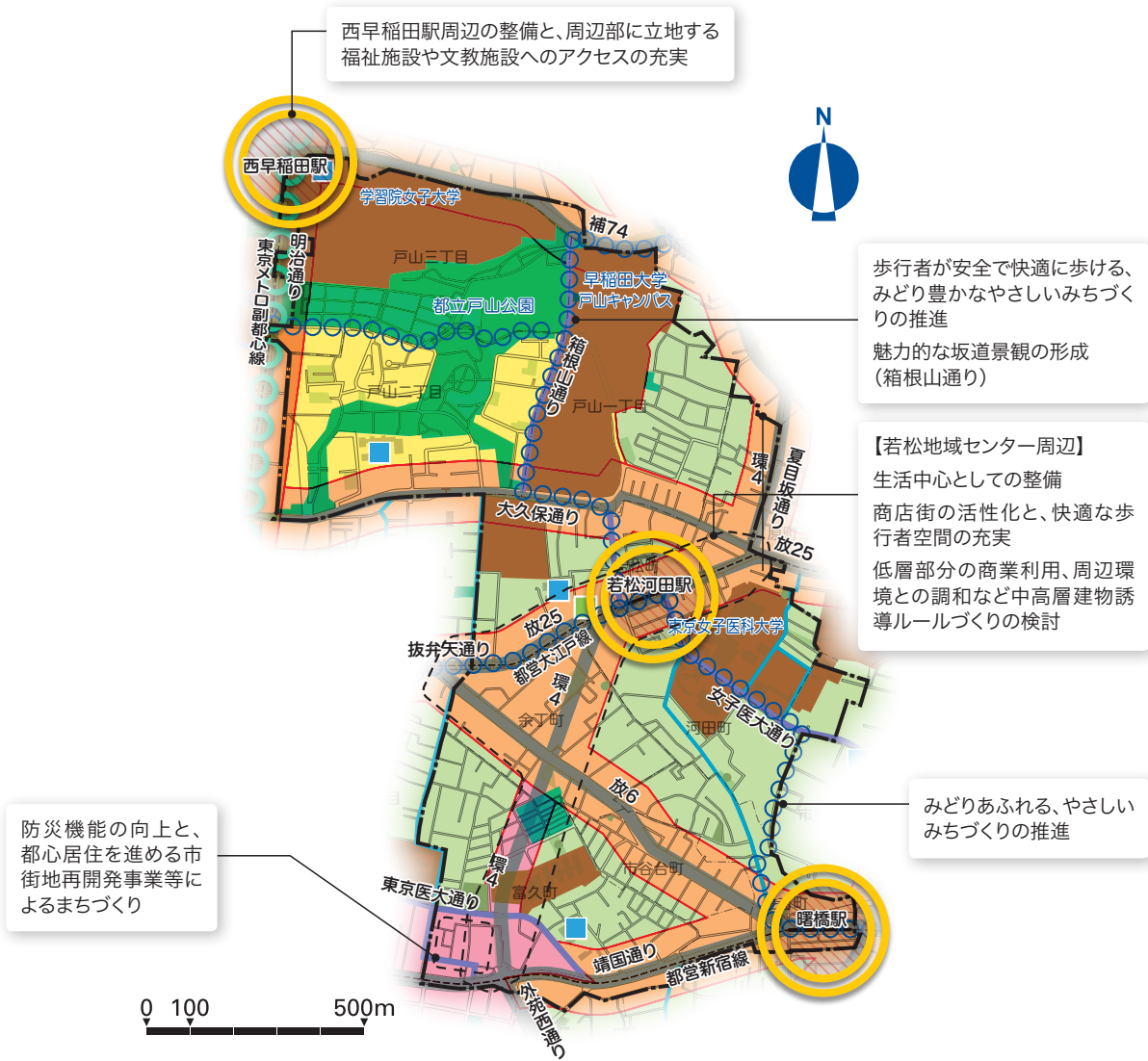


4. 若松地域まちづくり方針

地域の将来像

誰にもやさしい元気のあるまち

若松地域まちづくり方針図



土地利用(市街地整備区分)

- 低中層個別改善地区
- 中高層住宅整備地区
- 都心居住推進地区
- 生活交流地区
- 賑わい交流骨格整備地区
- 幹線道路沿道整備地区

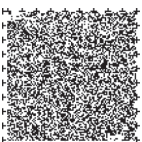
道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 風のみち(みどりの回廊)
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

※平成29年12月現在

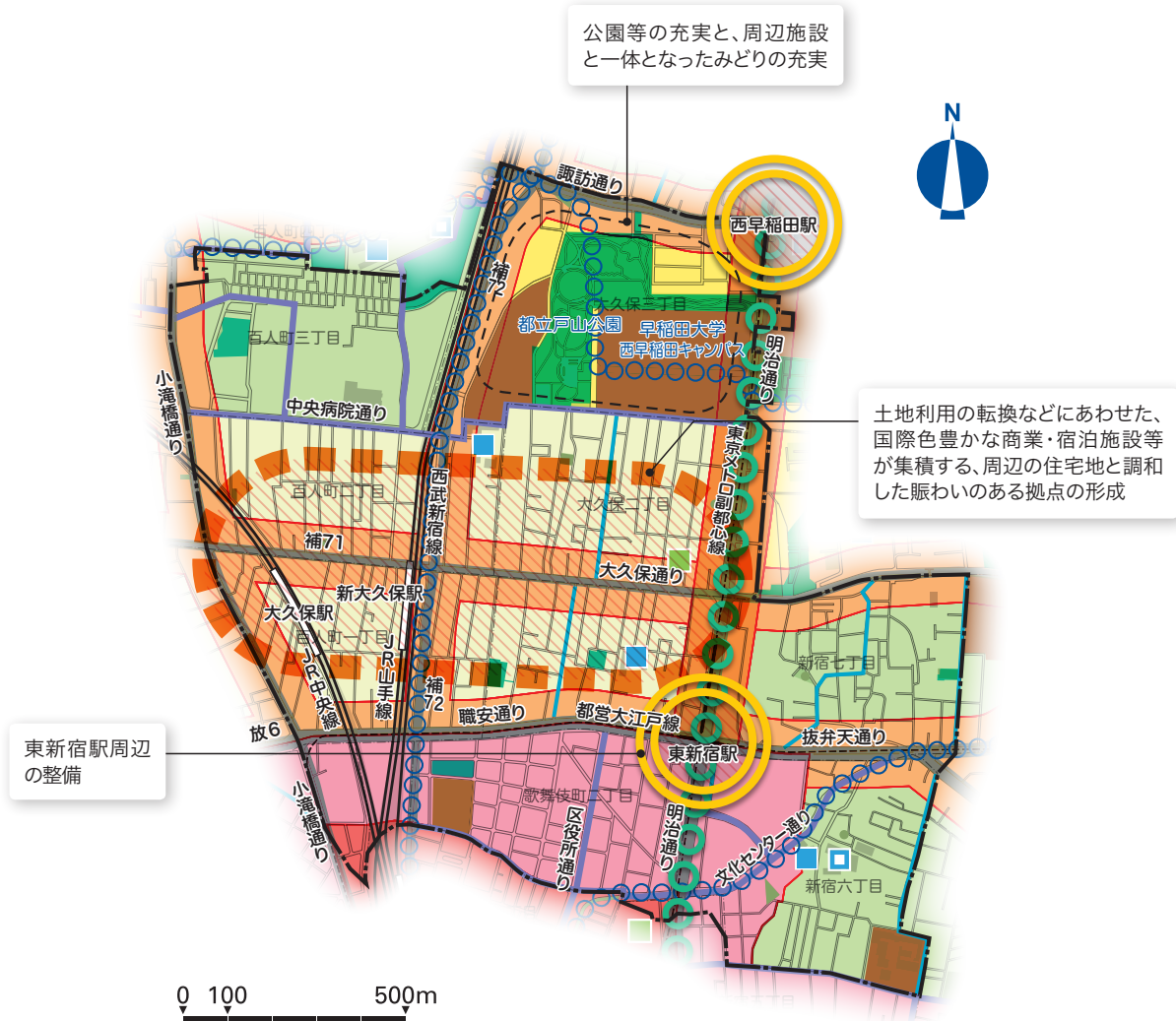


5. 大久保地域まちづくり方針

地域の将来像

つつじのさと 大久保 一人にやさしい多文化共生のまち

大久保地域まちづくり方針図



土地利用(市街地整備区分)

- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 中高層住宅整備地区
- 国際的な中枢業務機能拠点地区
- 都心居住推進地区
- 賑わい交流地区
- 生活交流地区
- 賑わい交流骨格整備地区
- 幹線道路沿道整備地区

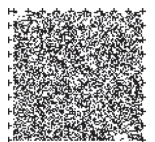
道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 風のみち(みどりの回廊)
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

※平成29年12月現在



6. 戸塚地域まちづくり方針

地域の将来像

心豊かに集う、文化と福祉と若者のまち

戸塚地域まちづくり方針図



新宿区都市マスタープラン

土地利用(市街地整備区分)

- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 中高層住宅整備地区
- 賑わい交流地区
- 生活交流地区
- 賑わい交流骨格整備地区
- 幹線道路沿道整備地区
- 都市型産業地区

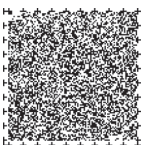
道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 風のみち(みどりの回廊)
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

※平成29年12月現在



7. 落合第一地域まちづくり方針

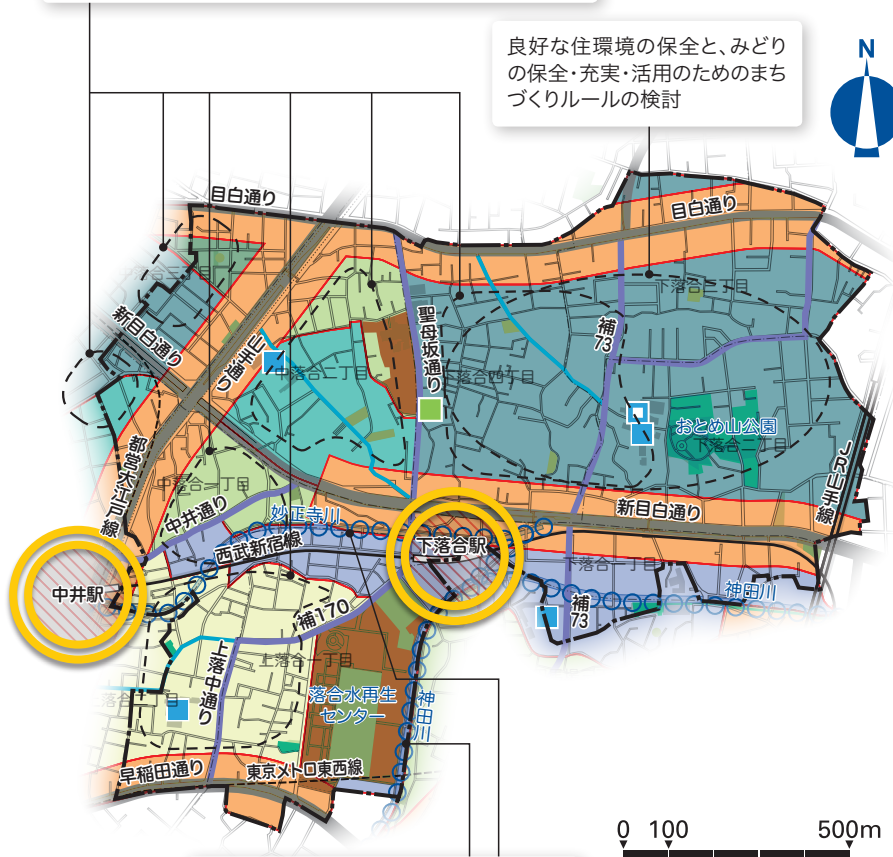
地域の将来像

ともにつくるみどり豊かで安心なまち

落合第一地域まちづくり方針図

良好な住環境を保全していくためのまちづくりルールの検討
安全で、安心して生活できる防災対策の推進

良好な住環境の保全と、みどりの
保全・充実・活用のためのまち
づくりルールの検討



神田川・妙正寺川沿い等の、水とみどりを
楽しめる散歩道の整備
神田川・妙正寺川の水害対策の強化

土地利用(市街地整備区分)

- 低層保全地区
- 低層個別改善地区
- 低中層保全地区
- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 生活交流地区
- 幹線道路沿道整備地区
- 都市型産業地区

道路・交通

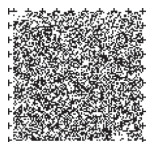
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

※平成29年12月現在

注：道路名称は、新宿区が設定した「道路通称名」も含まれます。

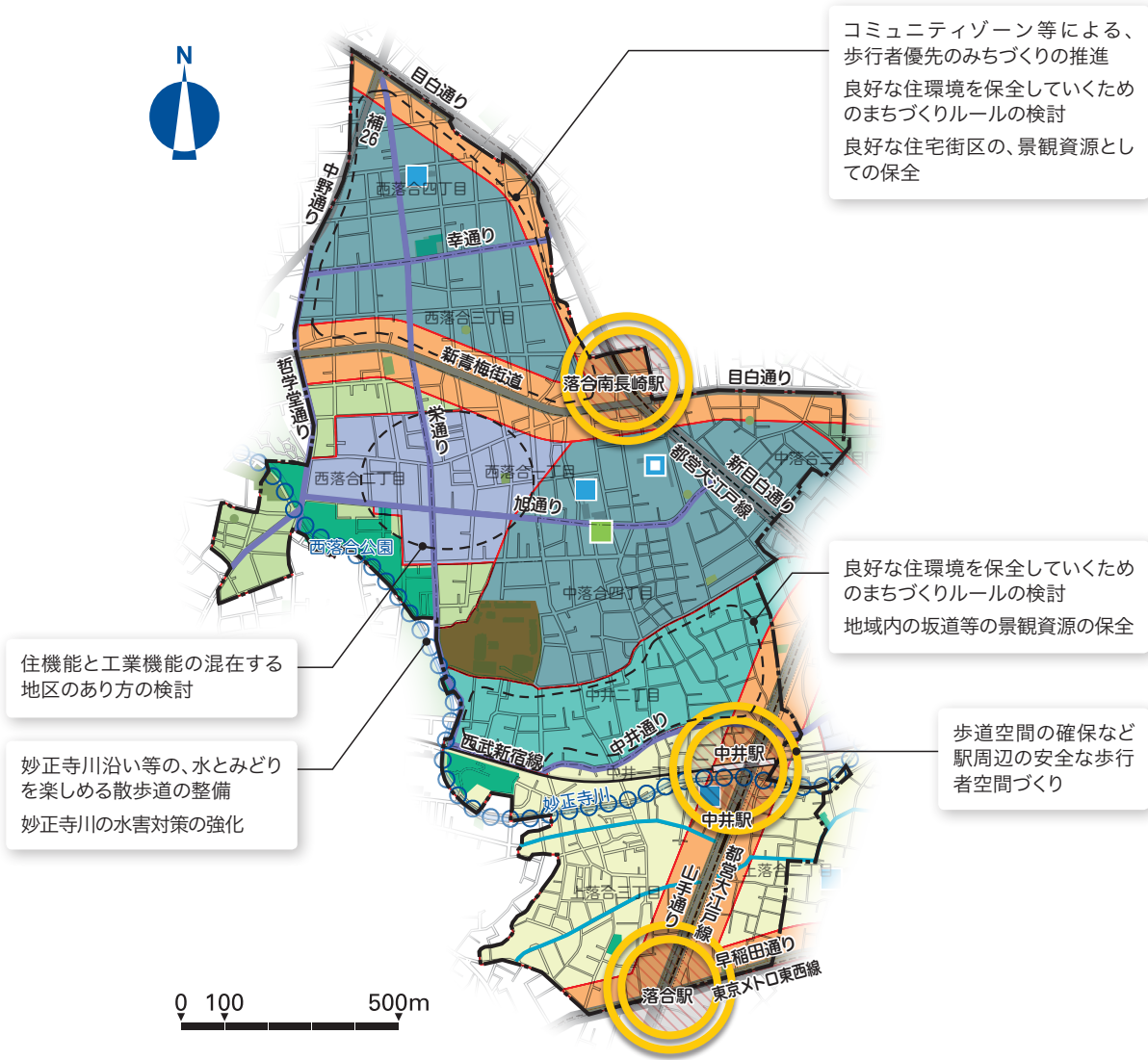


8. 落合第二地域まちづくり方針

地域の将来像

住みつづけられるみどり豊かなまち 落合

落合第二地域まちづくり方針図



土地利用(市街地整備区分)

- 低層保全地区
- 低層個別改善地区
- 低中層保全地区
- 低中層個別改善地区
- 低中層基盤整備地区
- 生活交流地区
- 幹線道路沿道整備地区
- 都市型産業地区

道路・交通

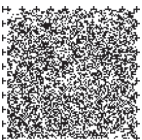
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 区内主要道路
- 主要区画道路
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

※平成29年12月現在

注:道路名称は、新宿区が設定した「道路通称名」も含まれます。

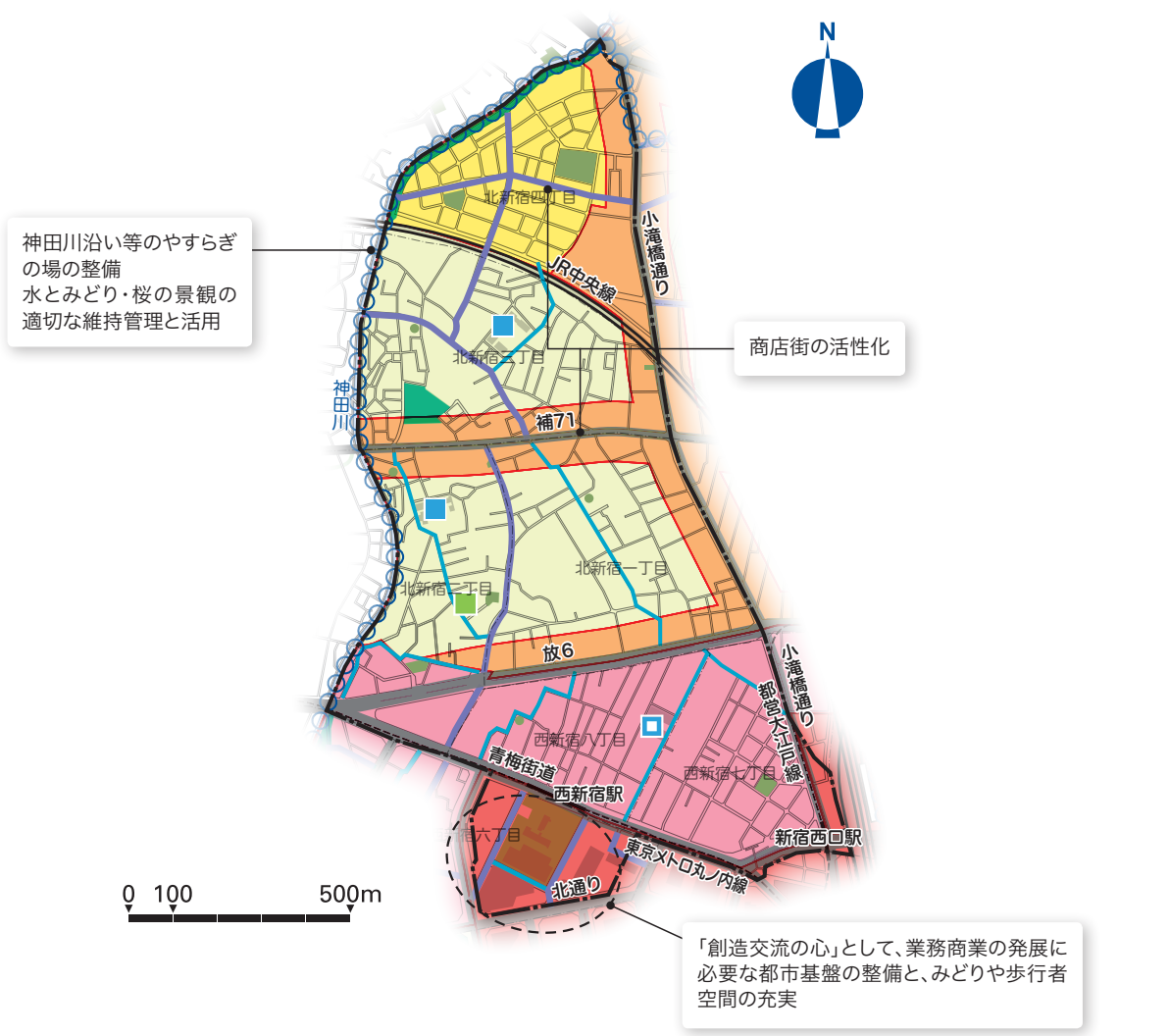


9. 柏木地域まちづくり方針

地域の将来像

—輝く国際都市の眺め、歴史と新たな文化が息づく、やすらぎの暮らし—
住みたくなるまち 柏木

柏木地域まちづくり方針図



土地利用(市街地整備区分)

- 低中層基盤整備地区
- 中高層住宅整備地区
- 国際的な中枢業務機能拠点地区
- 都心居住推進地区
- 幹線道路沿道整備地区

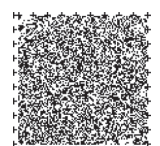
道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校*
- 中学校*
- 区役所・特別出張所*

※平成29年12月現在



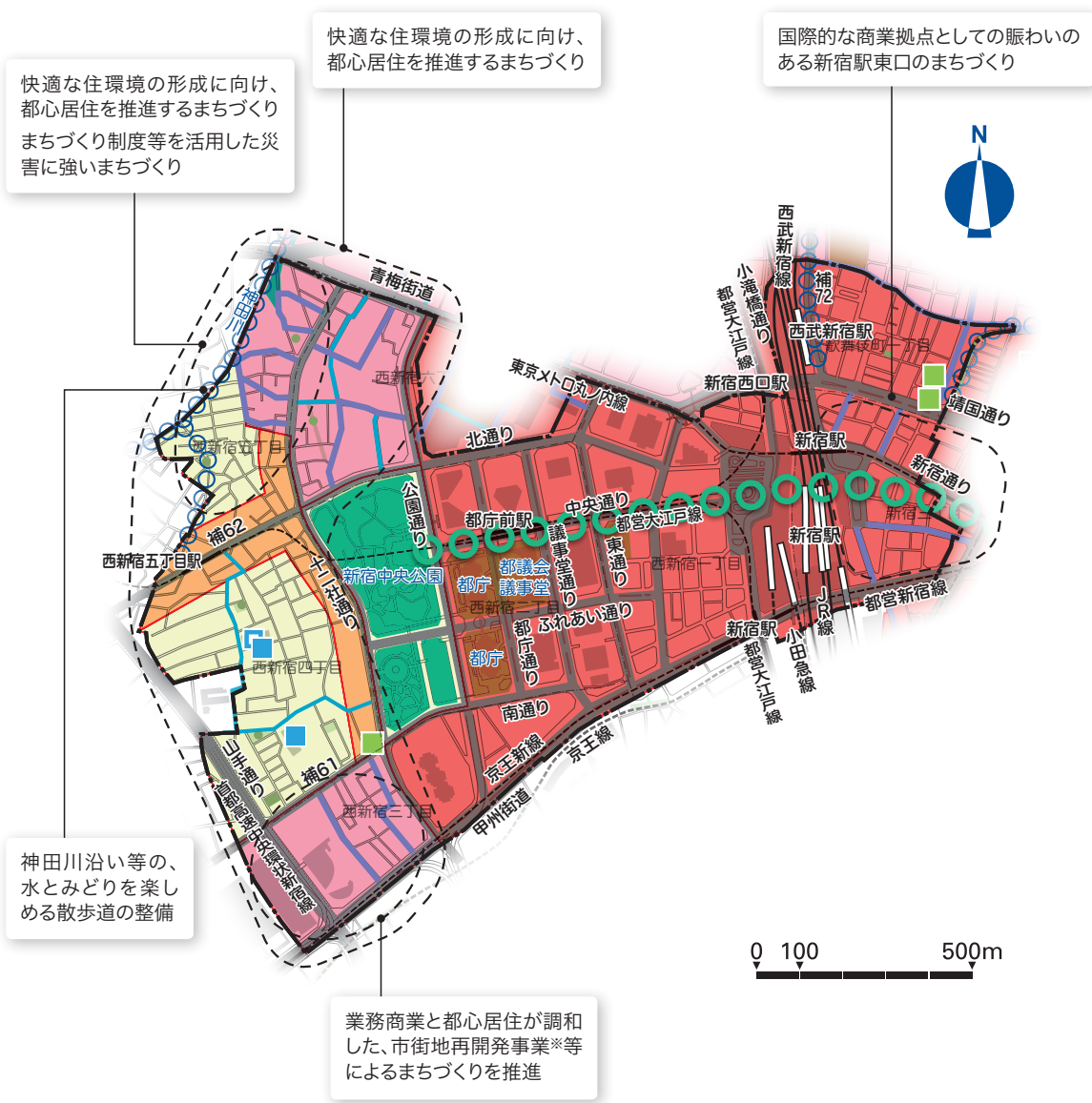
新宿区都市マスタープラン

10. 新宿駅周辺地域まちづくり方針

地域の将来像

人を魅せる活力と文化の薫りあふれる環(わ)のまち

新宿駅周辺地域まちづくり方針図



土地利用(市街地整備区分)

- 低中層基盤整備地区
- 国際的な中枢業務機能拠点地区
- 都心居住推進地区
- 幹線道路沿道整備地区

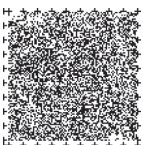
道路・交通

- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 風のみち(みどりの回廊)
- 歩行系幹線道
- 鉄道・駅
- 地下鉄・駅

公園・施設等

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 大規模な公共的施設
- 小学校※
- 中学校※
- 区役所・特別出張所※

※平成29年12月現在



この印刷物には音声コードが掲載されています。

音声コードは、紙に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えた、二次元のデータコードで約2cm角の中に日本語(漢字かな混じり)で約800文字のテキストデータを記録することができます。専用の読み取り装置を使用することで、記録された情報を音声で読み上げます。

印刷された音声コードの横には、視覚障害の方が触覚によりコード位置が把握できるよう、「切りかき」と呼ばれる半円の穴が付してあります。

※音声コードは、表記の一部を抜粋して収録しました。

新宿区総合計画 概要版

発行年月 平成30(2018)年3月

発行 新宿区総合政策部企画政策課
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話03-5273-3502(直通)

印刷物作成番号
2017-35-2101

デザイン 株式会社サンニチ印刷 東京支社
印刷製本

この印刷物は、業者委託により4,000部印刷製本しています。

その経費として、1部あたり420円(税込)がかかっています。但し、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

地球環境保全推進のため、環境に配慮した再生紙を使用しています。

